

件 名	時間外勤務の縮減に関する取組み
経 過 ・ 現 状 政 策 課 題	【経過】 ○平成 4 年～ 毎月第2水曜日をノー残業デーとし、時間外勤務の縮減を図る。 ○平成 17 年～19 年 長時間労働者がいる部署に対してヒアリングを実施。 ○平成 20 年 各部局に対して時間外縮減対策を示す。 ○平成 22 年 労働基準法及び堺市職員の給与に関する条例の改正。 改正内容 → 月 60 時間を超える時間外勤務手当の支給割合を引上げ ※ 長時間労働者の労働時間の短縮は、社会全体における課題であることから、同法及び同条例の改正は、長時間労働者が健康を保持しつつワークライフバランスを確保することを目的としている。 【政策課題】 ○長時間労働者数は増加傾向にある。 ○より効果のある時間外勤務の縮減対策が求められている。
対 応 方 針 今 後 の 取 組 (案)	① ノー残業デーの見直し 【現行】 実施日 ⇒ 毎月第2水曜日 周知方法 ⇒ ノー残業デー当日の終業時間後に庁内アナウンス ノー残業デー当日に庁内LAN新着情報に掲載 【見直し案】 実施日 ⇒ 毎週水曜日 周知方法 ⇒ ノー残業デー当日の始業時間後に庁内アナウンス ノー残業デー当日に庁内LAN新着情報に掲載 ※ 時間外勤務縮減がエコ活動の一環であるという側面からは、堺“もったいない”プロジェクト所管の環境局と連携し、周知を図る。 【実施時期】 平成 22 年 5 月から実施予定 ② 時間外勤務縮減マニュアルの策定 【現行】 「時間外勤務の縮減に向けた取組み項目」を各部局に周知 【見直し案】 「時間外勤務の縮減に向けた取組み項目」に、より実効性のある取組み項目を拡充し、「時間外勤務縮減マニュアル」として改訂する。 (拡充する具体的項目例) 休日勤務の部長事前承認・月 60 時間を超える職員の局内ヒアリング ノー残業デーにおける庁内巡回・業務内容の点検、見直し 等 【実施時期】 平成 22 年 9 月実施予定
効 果 の 想 定	
関 係 局 と の 政 策 連 携	全局